

# 海浜エリア回遊性向上のための交通実証実験(電動キックボード)業務仕様書(案)

## 第 I 章 総則

### 1 業務名称

海浜エリア回遊性向上のための交通実証実験(電動キックボード)業務

### 2 事業目的

仙台市東部沿岸地域(以下、「海浜エリア」という。)は、豊かな自然と集客交流施設を有しており、本市における観光拠点の一つである。

しかしながら、南北に大きく広がる海浜エリア内を回遊する交通資源に乏しく、エリア内各所を往来する移動手段に課題がある。そこで、今後の交通手段としての有効性や利用者ニーズ等の把握のため実証検証を行い、得られたデータを将来的な海浜エリアの回遊性向上に関する施策に反映する。

電動キックボードについては、今後法改正により活用の幅が広がることや、現時点では社会に広く普及しているとは言い難いことから、市民の受容度や安全な利用環境も含めて検証を行う。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 12 月 29 日(金)までとする。

### 4 技術者及び業務管理

- (1) 受注者は、主任技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるものとする。
- (2) 主任技術者は、業務の全般に渡り、技術的管理を行うものとする。
- (3) 受注者は、常に本市との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

### 5 疑義

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者の協議により決定するものとする。

### 6 関係法令等

受注者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等(国、県、本市等)との整合、調整に十分留意するものとする。

なお、電動キックボードにおいては、今後、改正予定の道路交通法及び道路運送車両法の状況に随時対応するものとする。

## 7 機密の保持

- (1) 受注者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理または情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 受注者は、本市の承諾なく、成果品（未完成の成果品を含む。）を他人に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

## 8 一括再委託の禁止

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は本市が仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、事前に本市の承諾を得なければならない。ただし、本市が仕様書等において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- (3) 本市は、受注者に対して、業務の一部を委任し、または請け負わせたものの称号または名その他必要な事項の通知を請求することができる。

## 9 地域経済貢献

本市が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内事業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する事業者(以下、「市内事業者」という。)から選定するよう努めるものとする。

市内事業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内事業者への再委託金額の割合等を企画提案内容に記入すること。また、各業務において、市内居住者を雇用する場合、人数及び賃金額等を企画提案内容に記入すること。

## 10 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受注者が行うものとするが、本市から貸与を受けた資料については、そのリストを本市に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

## 11 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受注者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

## 12 議事録

受注者は、業務遂行に当たっての事務打ち合わせ等の都度、その結果について整理し、書

面を持って本市へ報告するものとする。

### 13 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるものとして、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、本市の承認を受けるものとする。

#### (1) 業務着手時

①業務着手届 ②業務担当者届 ③業務履行計画書

#### (2) 業務完了時

①業務完了届 ②最終報告書

#### (3) その他業務遂行上必要とされる書類

### 14 打合せ

打合せは、随時必要に応じて行うものとする。

### 15 検査及び業務の完了

(1) 受注者は、審査に合格後、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、市の検査を受けるものとする。

(2) 受注者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備または不合格な点が発見された場合は、受注者は速やかにこれを訂正しなければならない。

### 16 成果品

成果の報告については、第Ⅱ章業務仕様によるものとする。

### 17 著作権に関する事項

(1) 受注者は、成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利について、成果物の引渡し時に本市に無償で譲渡するものとする。

(2) 本業務のために撮影した写真、イラスト等の著作物について、著作者人格権の主張を行わないものとする。

(3) 受注者及び本市以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、あらかじめ著作権を有する者へ使用の確認及び加工の許可等について書面で確認を行うことを原則とする。

(4) 本市は、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

(5) 受注者又は受注者以外の者が権利を有する著作物等を使用する場合、受注者は、著作権者との間で必要な調整を行い、著作権者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

(6) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

#### 18 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成にあたっては、MicrosoftWord2016、MicrosoftExcel2016、PDF 形式またはこれらと互換性のあるものを使用すること。

## 第Ⅱ章 業務仕様

本業務の内容は以下のとおりとする。

本業務の遂行にあたっては、上位・関連計画や特定事項、各種会議等における意見や検討経過を十分に踏まえ、適切に業務を進めるものとする。

また、本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じることも十分にあり得ることから、受注者は、これらの変更等に柔軟かつ的確に対応するものとする。

なお、事業プロモーションにおいては、本市の他部署や関係施設とも連携し、実施期間内に開催するイベント等と関連性が窺えるものとするように努めること。

### 1 実施エリア

仙台市海浜エリア

(別紙「実施想定エリア」参照)

### 2 実施期間(予定)

令和5年7月22日(土)～9月30日(土)の土日祝日(23日間)

### 3 業務内容

- ア 実証実験運営(利用者の募集、登録、料金徴収、キックボード配置・回収、苦情対応等)
- イ 貸出場所及び器材の整備・維持管理及び実証実験終了後の原状回復
- ウ 違法駐車対策
- エ 貸出場所の確保(土地所有者・管理者との交渉、調整)
- オ 各種データの収集・整理及び分析と本市への提供
- カ 利用者へのアンケート調査の実施
- キ 事業プロモーション(WEBサイト、広報チラシ等の作成)
- ク 必要に応じた関係事業者(鉄道、バス事業者、宮城県警察等)との調整
- ケ 必要に応じた利用者への貸出補助業務
- コ 利用者への交通ルール及び走行禁止区域等の周知措置
- サ 事業報告

### 4 実証実験に係る費用

- (1) 本事業の運営に要する費用は別紙募集要項に記載のとおりとし、費用の追加は原則、行わないものとするが、本市の都合により、運営内容に大きな変更があった場合は協議のもと決定することとする。
- (2) 公有地の貸出場所についての使用又は占有に係る費用については、減免とする。
- (3) 「仙台市自転車等放置防止条例」第10条第2項及び第3項並びに第11条第2項の規定により、本事業に使用する電動キックボードが撤去・保管された場合における「仙

台市自転車等放置防止条例」第13条の規定による費用は、受注者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、受注者が責任をもって対応処理すること。

## 5 料金、付帯事業収支

- (1) 多くの人に利用しやすい適切な料金設定を行うこと。
- (2) 本事業に付帯又は本事業から派生する事業を実施する場合は、事前に本市と協議の上、承認を得ること。
- (3) 本事業における利用料金収入は、受注者の収入とする。

## 6 利用方法等

- (1) ICT を活用し、利用者がどの貸出場所でも電動キックボードを借りることができ、また、借りた場所と別の場所に返却可能なシステムとすること。
- (2) 利用者の個人認証及び年齢確認を行うこと。
- (3) 登録情報の入力が必要最小限のものとする。
- (4) 市内在住者、来街者、外国人等、多くの利用者が簡易に利用登録でき、即日利用可能なシステムとすること。
- (5) 利用者登録は、スマートフォンやインターネット等での登録を可能とすること。
- (6) 多様な利用者に配慮し、多言語対応とすること
- (7) 料金収受方法は、盗難や不正利用の防止、確実な決済を担保する観点を考慮し、クレジットカード決済のほか、電子マネー、キャリア決済等も利用できるように検討すること。
- (8) 貸出場所に利用方法が記載された看板を設置する等、利用者が利用しやすい工夫を行うこと。
- (9) 受注者は、利用者の満足度向上及び地域の魅力発信に努め、必要に応じ地域や周辺の紹介を目的とした案内チラシ等を作成、配布すること。  
また、企画提案では、安全性や観光面に配慮したルート等の工夫やアイデアを提案すること。

## 7 電動キックボードの仕様

※適宜、道路運送法の改正状況に対応すること。

- (1) 実証実験の実施にあたり、必要に応じ宮城県警察や道路管理者と協議すること。
- (2) 道路交通法等の関係法令や通達に適合した電動キックボードを使用すること。また、安全性、操作性、耐久性の高いものとする。
- (3) 電動キックボードの位置情報の収集機能を搭載すること。
- (4) 事業の妨げとならないよう必要に応じ、バッテリー交換や再配置等が可能なこと。

- (5) 事業者の連絡先等を表示し、利用者が設置場所の管理者に問い合わせることがないよう工夫すること。
- (6) 安全確保の徹底
  - ・実証実験期間中は、法令順守やマナー向上等の周知・啓発を徹底すること。
  - ・企画提案では、実証実験の対象エリア外や走行禁止区域、歩道を走行した場合に警告する機能を設置できる場合は、提案すること。
  - ・企画提案では、車体による自動停車や速度抑制機能や手法等がある場合は、提案すること。
  - ・スマートフォンやチラシ等の媒体を活用し、利用者に対する安全運転の啓発等を行うこと。
  - ・受注者は、必要に応じマップや看板等を作成し、配布・設置することで、利用者が本市の指定する走行禁止区域の周知に努めること。
- (7) 導入車両は 15 台以上設置すること。

## 8 貸出場所の仕様

- (1) 貸出場所の設備は、地域の景観との調和を考慮したデザインとすること。
- (2) 貸出場所は、設置台数の 1.5 倍程度を目安として事業の実施にあたり十分なスペースを用意すること。また、他の区画と明確に区分する必要がある場合は、貸出場所に区画線を引くこと。
- (3) 貸出場所の設置に係る手法について、各施設管理者や関係部署等と個々に協議すること。ただし、設置場所の管理者との協議において設置が認められない場合は、別の貸出場所候補地を提案すること。
- (4) ノーパーキングゾーンの設定等違法駐車が起こらないよう工夫すること。
- (5) 原則として有人での貸出・返却システムとするが、十分な安全性の確保ができる場合は本市の承諾を得た上で、無人での貸出・返却システムも可能とする。
- (6) 設置及び撤去が容易なものとする。
- (7) 電源が必要な場合は、受注者が電源を確保すること。（電気代は受注者負担）
- (8) 実証実験終了後は、事業運営のために設置した貸出場所、その他の設備を撤去し、原状回復をすること。
- (9) 貸出場所及びその周辺は常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。
- (10) 貸出場所には、利用方法、事業者の連絡先等を看板等で表示し、利用者が設置場所の管理者に問い合わせることがないよう工夫すること。
- (11) 貸出場所は、3 か所以上設置すること。

## 9 貸出場所候補地

- (1) 事業開始時点で、本市が想定する貸出場所候補地は、仙台市若林区荒井、仙台市若林

区荒浜、仙台市若林区藤塚内に各1か所である。ただし、この候補地は、土地所有者、施設管理者、交通管理者（警察）、所管部署等と詳細な協議、調整が必要となる場合があり、変更となる場合もある。

- (2) 実施期間中、受注者は利用促進を図るため、本市に対し、公有財産又は民間施設用地を使用した貸出場所設置の提案を行うことも可能とする。
- (3) 実証実験開始後に、イベント、違法駐輪、安全性等の理由により、設置した貸出場所を撤去する必要がある場合は、事前に本市と受注者で協議を行う。
- (4) 受注者が本市の公有財産を使用して、貸出場所を設置した場合において施設利用者に支障が生じたときは、当該公有財産の使用の中止を命ずることがある。

## 10 運営方法

- (1) 本事業の運営にあたっては、運営組織を設置するとともに適正な人員を配置し、円滑な運営を心がけること。
- (2) 事業を実施するにあたり、トラブル防止や緊急時等の対応を速やかに行うため、管理責任者及び現場運営責任者を明らかにすること。
- (3) 貸出時間と返却時間ともに貸出施設の営業時間等を考慮し、各貸出場所一律の時間設定とする。なお、事前に本市の承諾を得るものとする。
- (4) 返却時間までにすべての電動キックボードを回収できるよう努め、必要に応じ利用者へ通知・連絡等を行うこと。
- (5) 利用者からの問い合わせに対応できるよう、専用の電話窓口等を設置すること。また、事故等緊急時の対応のため、常時連絡・対応可能な体制とすること。
- (6) 配置している電動キックボードに偏りが生じた場合は、利用者に支障をきたさないよう、台数を平準化する等、ポート間で再配置を行うよう努めること。
- (7) 利用者に対して電動キックボードを放置させないよう周知徹底するとともに貸出場所以外の場所に放置された場合は、適切に対処すること。
- (8) 貸出場所に本事業と関係のない自転車等が停められないよう配慮するとともに、停められていた場合は早期に対処すること。
- (9) 事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (10) 利用者のケガや損害賠償事故（対人・対物）に対応する保険に加入すること。また、管理上の事故又は、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- (11) 利用者の個人情報及び情報資産は「個人情報の保護に関する法律」等関連法令に基づき適正に管理すること。
- (12) 利用者に交通ルールやマナー等の啓発を行うこと。
- (13) 電動キックボードには防犯登録を行う等盗難対策を行うこと、
- (14) 利用者にヘルメット着用に関する交通ルールを周知し、利用者が安全に利用できるよう貸し出せる環境を整えること。



- (15) 貸出場所を設置した場合において、その全ての貸出場所について、第三者から苦情等が発生した場合は、責任を持って対応すること。
- (16) 貸出場所にて従事するスタッフを配置する場合は、できる限り市内居住者の雇用や、市内事業者を活用する等本市の経済活性化につながるよう配慮に努めること。
- (17) 資金調達、物価、金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、受注者の負担とすること。

## 11 成果品

- (1) 受注者は、実施状況や利用状況（登録者数、利用者数、利用時間等）、交通データ等その他の本事業運営に係るデータを収集し、本市に提供すること。
- (2) 受注者は、利用者にアンケート調査を実施し、調査結果を本市に報告すること。なお、アンケート内容は、事前に本市と協議の上決定する。
- (3) 受注者は、実施報告書を本市に提出すること。
- (4) 受注者は、チラシやマップ等を作成した場合は、本市に提供すること。